

社員の皆さまへ 当社の仕事と育児・介護の両立支援制度をご存じですか？

企業名

我が社では、働きながら妊娠・出産、育児や介護を行う方々が利用できる様々な制度があります。
(詳しくは就業規則や育児・介護休業等規定に規定しています)。

妊娠、出産、育児や介護を行う必要性が生じた方は、どのような制度を利用してどのような働き方を希望されるのか、お早めに会社人事部門窓口担当者へご相談ください。

○窗口部署

○担当者氏名

○電話番号・内線番号

当社では、制度利用者の方や周囲のスタッフの状況に応じて、体調面等に応じた業務軽減や、業務分担の調整が必要か確認を行います。周囲のスタッフの皆さんと相談しながら、制度を上手に活用し仕事と家庭の両立を図ってください。

妊娠・出産される方へ

- ・妊娠中・出産後の健診通院のために必要な時間を申請することができます
- ・具合が悪くなって、医師や助産師から指示が出された場合は、必要な措置(通勤緩和、休憩時間の延長、作業の制限・勤務時間の短縮・休業)を講じるよう申請することができます
- ・普段よりも負担の軽い業務への転換や時間外労働、深夜業などの免除を申請することができます
- ・出産予定日を含む6週間前(双子以上は14週間前)から産前休業を請求することができます
(お父さんは出産予定日から育児休業を取得することができます)
- ・産前・産後休業中は社会保険から出産手当金が支給されます。
- ・産前・産後休業中は社会保険料の支払いが労使双方分ともに免除されます。
- ・出産した日の翌日から8週間は産後休業(就業禁止期間)です

育児を行う方へ

- ・子の1歳の誕生日の前日までの希望する期間男女とも育児休業を取得することができます
- ・子の出生後8週間以内に4週間までの希望する期間、出生時育児休業の取得もできます
- ・育児休業、出生時育児休業中は、雇用保険の育児休業給付金・出生時育児休業給付金が支給されます(要件を満たせば出生後休業支援給付金の加算もあります)。
育児休業、出生時育児休業中は、社会保険料の支払いが労使双方分ともに免除されます。
- ・保育所等に入所できない等の場合は、育児休業を最長2歳まで延長することができます
- ・お母さんは1歳になるまで育児時間を請求することができます
- ・3歳までは短時間勤務を利用することができます。
- ・2歳までの時短勤務には育児時短就業給付があります。
- ・3歳から小学校入学するまでの間、「柔軟な働き方を実現するための措置」として次の制度のいずれかを利用できます。

【制度名：

- ・小学校入学するまでは所定外労働の制限・時間外労働の制限・深夜業の制限の利用、小学校第3学年終了までは看護等休暇を取得することができます

介護を行う方へ

- ・対象家族1人につき通算93日まで(3回まで分割可能)、男女とも介護休業を取得することができます。
- ・介護休業には、雇用保険の介護休業給付金の支給があります
- ・働きながら介護を行う方は、原則3年間の介護のための勤務時間短縮等の措置を利用することができます【制度名：
併せて、介護のための所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限の利用、介護休暇を取得することができます。

各種制度利用の際には、事前に人事部門へ書面による申出が必要となります。
申出書様式は人事部門にございますのでどうぞお気軽にお問合せください。

休業等の取得の意向のご連絡や、仕事と育児・介護の両立に関する事項（両立支援制度等の利用期間、勤務時間帯、勤務地、就業の条件等）に関するご相談についても、上記相談窓口へお願いいたします。

